

【別添】平塚市一般廃棄物処理基本計画における取組状況一覧表

分野	施策の柱	アクションを推進する市の取組	市の取組に対する事業名称	事業概要	令和6年度計画	令和6年度上半期実績	課題・備考	
基本方針1 生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践	1 家庭系ごみ対策	(1) 生ごみ・食品ロス対策の実践	①生ごみ・食品ロス対策の啓発	生ごみ分別表、ホームページ等多様な媒体を用いて、可燃ごみの排出時の水切りの推奨、食品の消費期限や賞味期限の正しい理解、使い切り・食べ切りなどの食材の有効活用等食品ロスに関する情報の周知を図る。	・主に転入者に配布するごみ分別表及び新たに戸別収集を開始する地域へのポスティング資料に「水切りの推奨」を記載する。 ・ごみ通信、ポスター掲示等で食品ロスに関する情報を発信する。	・可燃ごみ戸別収集ポスティング資料を20,000部対象世帯に配布した内容に水切りの推奨を記載した。 ・ごみ通信（4月号）、駅地下道広告版へ食品ロスに関するポスターを掲示して、食品ロスに関する情報を発信した。	ごみ分別表の作成については、下半期で実施予定。	
			生ごみ処理容器の廉価販売	家庭系ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器を希望する市民に廉価で販売する。	在庫を販売する（追加発注は行わない）	コンポスターを30台販売	市で廉価販売することは在庫限りだが、引き続き生ごみ処理容器の活用方法は周知していく。	
			②市民団体等との協働による啓発	ごみ減量化推進委員会キャンペーン活動	ごみ減量化推進委員会の各種キャンペーンを通じて、「水切り」の周知啓発を行う。	ごみ減量化推進委員会として各イベントに参加し、水切りネットの配布、パネル展示を行う。	ごみ減量化推進委員会が「緑化まつり」等に参加し、水切りネットの配布、パネル展示を行った。	下半期も公民館まつりで水切りの啓発、パネル展示を行う。
			フードドライブ及び生ごみ自家処理相談会の実施	・フードバンク湘南と協働し市役所内でフードドライブを実施する。 ・ごみを活かす会と協働し市役所内で生ごみ自家処理相談会を実施する。	・市役所本庁舎で市民向けにフードドライブを年度9日間開催する。ひらつか環境フェア2024で、フードドライブを2日間開催する。 ・市役所で生ごみ自家処理相談会を年度9回開催。	・市役所でフードドライブを8日間開催し、1,073点の寄付があった。（ひらつか環境フェア2日間含む）。 ・市役所で生ごみ自家処理相談会を6回開催し、計66名参加した。	・フードドライブを広報ひらつかにて周知した結果、寄付量が増えた。 ・生ごみ自家処理相談会を広報ひらつかにて周知した結果、来場者数が増えた。	
			③食品ロス発生量の調査	家庭系可燃ごみ組成調査	調査地区を選定し可燃ごみの組成調査を行う。	組成分析調査（令和7年2月頃）を実施する。	上半期実績なし	下半期に実施予定
			(2) プラごみゼロ対策の実践	①情報媒体等を用いたプラごみゼロ対策の情報発信	マイバッグ持参率調査の実施	マイバッグ持参率調査を実施し、啓発用チラシを配布する。	ごみ袋有料化によりマイバッグが浸透したことから調査を廃止した。	実績なし
		バイオマスプラスチックの周知啓発		・まちぐるみ大清掃の際に、各地区美化推進委員会にバイオマスプラスチック製ごみ袋を配付し、バイオマスプラスチックを普及啓発する。	・まちぐるみ大清掃の際に、各地区美化推進委員会にバイオマスプラスチックのごみ袋を配付し、バイオマスプラスチックの普及啓発を行う（5月・11月） ・ごみ通信やSNSの活用などで効果的な情報発信に努める。	・5月のまちぐるみ大清掃の際に、各地区美化推進委員会にバイオマスプラスチックのごみ袋を配付した。半分の配付した袋へバイオマス素材使用を印刷し、バイオマスプラスチックの普及啓発を行った。 ・東海大学との交流事業で啓発用の動画配信の検討を行ったが、大学との話し合いで実現ができなかった。	・下半期では、まちぐるみ大清掃のため各地区美化推進委員会に配布するごみ袋を、それまでの半分から、全てバイオマス配合素材に変更する。 ・交流事業を活用した動画共有サイトの情報発信を検討したが、実現ができなかった。	
	②隣域における清掃活動の運営	美化推進キャンペーンの運営		美化推進委員会等が主催する平塚駅周辺で美化キャンペーンの運営を行う。	・さわやかで清潔なまちづくりキャンペーンを12月に開催し、平塚駅周辺の清掃活動を行う。 ・美化モデル推進地区（ゆるぎ地区）の清掃活動への参加（6月） ・美化モデル推進地区（めぐみが丘地区）の清掃活動への参加（7月）	・美化推進モデル地区（花水地区）のイベントにチラシを作成支援、ごみ袋1,000枚を提供した（7月） ・美化モデル推進地区（めぐみが丘地区）のイベントにチラシ作成支援、清掃活動への参加した（7月）	下半期には、秋のまちぐるみ大清掃（11月）、さわやかで清潔なまちづくりキャンペーン（12月）を実施予定。	
		自主的に清掃を行う団体等への支援		清掃ボランティア等に対しごみ袋の無償提供や掃除用具の貸し出しを行う。	平塚学園の清掃行事にごみ袋100枚を提供（5月・11月）	平塚学園の清掃行事にごみ袋100枚を提供し、ごみの回収をした（5月）	下半期も同様に行う。	
	③海岸漂着・散乱ごみの処理	海洋プラスチックごみ等の処理		海洋に散乱しているプラスチックごみの回収と処理方法を研究する。	海洋に散乱しているプラスチックごみの回収と処理方法を研究する（随時）	海岸美化充実・強化検討会議の内容について、みどり公園・水辺課と情報共有をした。	現在、同会議はみどり公園・水辺課が担当しているが、次年度以降環境政策課も会議に出席予定。近隣市町と協議しながら海洋プラごみの解決を図る。	
		かながわ海岸美化財団等と連携した海洋プラスチックごみ等の処理		かながわ海岸美化財団等と連携し海洋プラスチックごみ等を処理する。	かながわ海岸美化財団等と連携した海洋プラスチックごみ等の処理を行う。	かながわ海岸美化財団が平塚市内の海岸で回収した可燃ごみ93t、不燃ごみ2.95tを処理した。	神奈川県海岸漂着物対策地域計画に基づき、海洋ごみの処理が出来る。引き続きかながわ海岸美化財団との連携し、海洋プラスチックごみ等の処理を行う。	
	④表彰の実施	表彰制度の活用		・国県の各種環境関係の表彰について、候補者となる者を推薦する。 ・市が定めている2つの表彰について、被表彰者を選定し表彰する。	表彰について都度要綱を確認し、表彰対象となる者には積極的に推薦する（随時）	上半期実績なし	推薦する表彰がなかったため実績なし。	
	⑤不法投棄	不法投棄防止の啓発		申し出のあった土地管理者等に、不法投棄防止を目的とし看板を無償で提供する。	看板提供を継続（通年）	看板提供件数：3件	看板提供以外にも、要望があった際にラミネート加工したポスターの提供を行っている。一定の効果は見込めるため、看板・ラミネート加工ポスター提供自体は継続するが、他の効果のある手法についても検討が必要。	
		県等と連携した不法投棄パトロールの実施		年4回神奈川県、平塚警察と連携したパトロールを実施し、投棄物の確認や行為者の特定に努め、不法投棄の発生防止を図る。	引き続き、県が主導する合同パトロールを5月、7月、11月、3月の計4回実施し、不法投棄物の発生防止及び撤去を実施する。	県が主導する合同パトロールを5月と7月の計2回実施し、不法投棄物の発生防止及び撤去を実施した。	本市単独の取組みとして、開庁日には担当班が各地区の不法投棄についてパトロールを実施している。そのため、関係機関と連携したパトロールの重要性を認識しつつも、抑止効果が期待できるのか課題である。	
	⑥計画収集した容器包装プラスチック等の適正処理	日本容器包装リサイクル協会を通じた適正処理	計画収集した容器包装プラスチック等を、容器包装リサイクル法に基づき日本容器包装リサイクル協会を通じて適正に処理する。	容器包装プラスチック等の適正処理	引渡し実績量：ペットボトル524t、プラスチック容器包装1,478t	プラスチック資源循環促進法に基づく製品プラスチックの適正処理に向けた処理フローの調査研究を要する。		
(3) 資源再生・リサイクル量の拡大	①資源再生物の分別や生ごみの資源化を周知	生ごみ自家処理相談会の実施	ごみを活かす会と協働し、生ごみ自家処理相談会を実施する。	ごみを活かす会と協働し、生ごみ自家処理相談会を年度9回開催する。	市役所で生ごみ自家処理相談会を上半期に6回開催し、計66名参加した。	団体と連携し、順調に事業を実施した。		
		資源再生・リサイクルに係る環境整備	小型家電及び充電式電池回収BOXの維持管理のほか、資源再生物について出しやすい環境整備に努める。	古紙回収袋をごみ減量化推進員に配付し、袋の有効な利用方法や周知ポイントについて意見を募る（4月配付・9月までに報告を受ける）	古紙回収袋をごみ減量化推進員に配付し、袋の有効な利用方法や周知ポイントについて意見を募る（4月配付・9月までに報告を受ける）	古紙回収袋について、アンケートを実施したが、不要との意見もあり、どのように活用していくか下半期で検討する。		
		ごみ分別表等広報媒体を活用した周知	ごみ分別表、市ウェブサイト等において、各資源再生物の分別を記載することにより、市民周知を図る。	・引き続き、ごみ資源再生物の分別について新たに品物を追加し、市ウェブサイト、ごみ分別促進アプリで周知する。 ・施設見学者への資源再生物分別区分の説明	・新たな資源再生物の分別追加はないが、市ウェブサイト、ごみ分別促進アプリで周知をした。 ・リサイクルプラザの施設見学者に対して、資源再生物の分別区分を説明した。 ・古紙類（特に雑紙）を可燃ごみではなく、資源再生物として排出するよう施設見学者に対して説明した。	下半期も引き続き実施する。		
		資源再生物買上金事業の実施	資源の再利用とごみの減量を目的に、集積所に分別排出された資源再生物の回収実績に応じて自治会に買上金を交付する。	自治会への資源再生物回収実績に応じた買上金の交付	・資源再生物買上対象 ペットボトル522t、プラケル492t、その他資源再生物4,958t 買上金支出総額32,843,562円	資源再生やリサイクル料の拡大、普及啓発の取り組みの継続を要する。		
		②民間回収拠点の周知	ごみ減量化・資源化協力店の紹介	商品の包装の簡素化・マイバッグ持参を推進する等、ごみの減量化・資源化に取り組んでいる市内の事業者に登録いただき、市ウェブサイト等で広報することで回収・資源化を促進してもらう。	資源化協力店の在り方（存続を含む）について検討する。	協力店登録件数：108件 市ウェブサイトに登録店舗一覧等を掲載し、特徴的な取組や店頭回収している品目について周知している。	下半期に資源化協力店の今後の在り方を検討するためのアンケートを実施し、存続を含めた方向性を決定する。 プラスチック製買物袋の有料化、マイバッグの普及、リサイクル・分別の認識の浸透により、制度の機能としては役割を終えたものとする。	
		③資源再生物の持ち去り禁止を周知	持ち去り行為の禁止にかかる周知啓発	・持ち去り行為の禁止について、市ウェブサイト等で周知する。 ・持ち去り者に対し、さわやかで清潔なまちづくり条例第21条に基づき指導する。	・ウェブサイトでの周知（通年） ・ごみ通信でさわやかで清潔なまちづくり条例について掲載、啓発する（8月or12月） ・さわやかで清潔なまちづくり条例による指導を行うための巡回（パトロール）をする（6月以降）	・ウェブサイトでの周知（通年） ・ごみ通信8月号でさわやかで清潔なまちづくり条例の持ち去りの禁止について掲載し、啓発した。 ・持ち去り防止のため、パトロールを3回実施。現場で口頭指導実施。	持ち去り禁止は、各所で周知しているがなくなる。違反者は違反だと認識しながら行っているため、啓発活動は抑止になりにくい。 現場で指導などを行うのが場限りになってしまう。	
			持ち去り行為の禁止にかかる資源回収委託事業者との連携	ごみステーションからの家庭系ごみの持ち去り防止に向けて、資源回収委託事業者と連携を図る。	資源回収委託事業者との情報共有	資源再生物回収業者が持ち去り行為の現場を発見した時は、声掛けの実施や所管課への情報提供に努めている。	持ち去り行為疑いに対する対応	
	持ち去り禁止ラミネート看板の配布	持ち去り行為の禁止について規定を明示したラミネート看板を配布する。	引き続き、持ち去り禁止ラミネート看板の様式をウェブサイト公開し、周知を行う。	引き続き、持ち去り禁止ラミネート看板の様式をウェブサイト公開し、周知を行った。また、希望者にラミネート看板を配布して周知を図った。	下半期も引き続き実施する。			

		④新たな資源化の検討	廃棄物の再生利用に関する調査・研究	再資源化が困難であったものが、技術革新により可能となるなどの業界の動向に注視し、資源化品目の追加を検討する。	プラスチック製品や陶磁器、ガラス類を資源化している事業者との情報交換を行い、資源化の可能性について調査・研究する。	資源化の可能性を調査するため、破砕処理場に搬入されている不燃ごみや粗大ごみの性状を資源化業者と確認した。また、資源化を行う上での課題を運営会社と共有した。	破砕処理場で新たな資源化を行うには、敷地が狭く保管スペースの確保や運搬コストの課題があるが、解決するには隣接地の借用や設備の導入など多額の費用がかかる。
(4)適正処理困難物対策の実践	①適正処理困難物の排出方法の周知		適正処理困難物処理に係る周知啓発	家庭から出る適正処理困難物の処理方法について、市ホームページ等の広報媒体を利用して市民に周知啓発を行う。	ごみ通信4月発行号で掲載	ごみ通信4月号に「処理困難物の処理について」を掲載した。	課題が解決できたわけではない、処理困難物の具体的な処理先を伝えられないものもある。国レベルでのルール作りがないと解決が困難。現時点ではできる範囲での周知をする他ない。
	②在宅医療廃棄物の排出方法の周知		ごみ分別表等広報媒体を活用した周知	在宅医療廃棄物に係る市ホームページを作成し、併せてごみ分別表等での周知を図る。	・引き続き、在宅医療廃棄物に係る市ホームページを適切に運営するとともに、分別表作成の際に、在宅医療廃棄物の処理に係る案内を引き続き掲載する。 ・薬剤師会との連携や、ごみ分別促進アプリ（さんあへる）やLINE等の新たな周知媒体の活用を検討する（随時）	在宅医療廃棄物に係る市ホームページを適切に運営するとともに、分別表作成の際に、在宅医療廃棄物の処理に係る案内を掲載した。	・新たな周知媒体の活用を検討しているが、具体的な案にまでいたっていない。
	③適正処理困難物の処理ルートの検討		適正処理困難物の自主回収ルート並びに処理ルートの確保	・本市で処理できないものを、購入先等に相談するよう案内する。 ・コンクリートブロックやレンガなどの一部の処理困難物を一般廃棄物処分業者により処理する。	・処理ルート構築の研究を引き続き行う（随時） ・適正処理困難物の取扱い業者の把握に努め、適正な処理先の案内を行う。	・神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間担当者会議の議題として「適正処理困難物の処理ルート確保についての検討」を提案。各市町の状況を確認した。 ・処理先の情報収集に努めた結果、加熱式たばこを自主回収している店の把握が進み、市民からの問い合わせに対応した。	・処理困難物のルート確保については各市町進んでおらず、法整備について国へ要望していく。抜本的な解決は難しいが、処理ルート確保ができたものについては処理困難物から除外していく。 ・海外製品など国内の処理ルートで補えない廃棄物の処理先がない。
	④国等への要望		適正処理困難物の処理にかかる国県等への要望	廃棄物処理法に規定される適正処理困難物の適正処理の確保及び対象物の追加を全国都市清掃会議等を通じ要請する。	達成されない事項は引き続き要望していく（随時）	神奈川県に、神奈川県都市清掃行政協議会を通して「処理困難物に係る法整備等について」を要望	・処理困難物のルート確保については各市町進んでおらず、法整備なしには解決が困難だと認識。 ・抜本的な解決は難しいが、処理ルート確保ができたものについては処理困難物から除外していく。
(5)エシカル消費の実践	①市民向けの啓発		5Rの普及啓発	・ごみ通信、市ホームページ等で5Rを普及啓発する。 ・リユースを促進する取組の調査・研究を行う。	・ごみ通信への計画的な記載、ごみ分別促進アプリ（さんあへる）やLINE等の新たな媒体の活用を検討する（通年） ・まちぐるみ大清掃（5月、11月）のバイオマスプラスチックごみ袋に5Rとその説明を印字し啓発する。 ・リサイクルプラザの見学者等に対し、リユースショップの一覧表を周知する。	・まちぐるみ大清掃（5月）のバイオマスプラスチックごみ袋に5Rとその説明を印字し啓発した。 ・リサイクルプラザ施設見学者に対し、5Rの意味や実践方法についての説明に努めている。	リユースについては「精ジモティー」との協定に向けて調整中。
	②事業者向けの啓発		拡大生産者責任に基づく体制整備等啓発	・自ら販売した製品が、長期間使用してもらえるように修理等を行う体制を整備してもらえるように事業者に働きかける。 ・ごみの減量化・資源化協力店の認定登録を推進・周知する。	資源化協力店の在り方（存続を含む）について検討する。	・体制整備に対する事業者への働きかけの実績はなし。 ・協力店登録件数：108件 ・市ホームページに登録店舗一覧等を掲載し、特徴的な取組や店頭回収している品目について周知している。	・体制整備に関しては、生産者側に経済的なメリットや広告的付加価値がないと成り立ちづらく効果的な手法の確立が難しい。 ・下半期に資源化協力店の今後の在り方を検討するためのアンケートを実施し、存続を含めた方向性を決定する。制度終了の場合は、処理計画中間改訂ではサブ指標から削除を検討。 ・プラスチック製買物袋の有料化、マイバッグの普及、リサイクル・分別の認識の浸透により、制度の機能としては役割を終えたものとする。
	③市役所における率先行動		グリーン購入及びバイオマスプラスチック製ごみ袋使用推進	・環境に関する職員向け機関紙等で、積極的にグリーン購入を推奨する。 ・各課で使用するごみ袋をバイオマスプラスチック製のものに替えてもらうよう周知する。	・まちぐるみ大清掃にバイオマスプラスチックごみ袋を配布し周知する（5月、11月）	まちぐるみ大清掃にバイオマスプラスチックごみ袋を配布し周知した。	下半期では、まちぐるみ大清掃のため各地区美化推進委員会に配布するごみ袋を、それまでの半分から、全てバイオマス配合素材に変更する。

分野	施策の柱	アクションを推進する市の取組	市の取組に対する事業名称	事業概要	令和6年度計画	令和6年度上半期実績	課題・備考	
2 事業系ごみ対策	(1)生ごみ・食品ロス対策の実践	①食品関連事業者向けの啓発	食品関連事業者の商習慣における食品廃棄物発生抑制推進	食品関連事業者に対し、商習慣の見直しを図っていただくために、関係機関を通じて周知啓発を行う。	・多量排出事業者の中で、特に食品廃棄物が多い事業者に対してリサイクルへの転換を促していく（下半期） ・環境フェア2024に出展する企業に災害備蓄品を入れ替える際には、フードバンク湘南に寄付するよう依頼する。	フードバンク湘南が環境フェア2024に出展したことによって、環境フェア2024の出展団体（企業）とフードバンク湘南とのつながりが出来た。	引き続き、次年度以降もフードバンク湘南が環境フェアに出展し、環境フェア出店団体（企業）がフードバンク湘南へ未使用食品を寄付するきっかけづくりを行う。	
			食品リサイクルループ推進事業	食品廃棄物のリサイクルを促進するため、少量排出事業者間のネットワーク形成を推進する。	湘南ステーションビルスカ平塚を中心としたリサイクルネットワークの進捗について、収集運搬事業者に状況を確認する（下半期）	上半期実績なし	食品リサイクルに対する処理料金が高額になってしまうことが課題。	
		②市役所における率先行動	フードドライブの実施	フードバンク湘南と協働し、市役所内でフードドライブを実施する。	・フードドライブの実施を庁内周知し、食品ロス対策を行う（通年）	市役所でフードドライブを8日間開催し、1,073点の寄付があった。（ひらつか環境フェア2日間含む）。	・これまで参加実施しなかったひらつか環境フェアでのフードドライブを実施した。 ・フードドライブの寄付内容から、廃棄予定の食品ではないようなものが多く含まれている。	
	(2)プラごみゼロ対策の実践	①事業者への働きかけを強化	事業者のプラスチック削減に対する取組の促進	製造・販売事業者に対しプラスチック使用製品及び包装材に対する使用の合理化を促進する。	・許可業者から排出事業者へ渡すチラシを作成する等、排出事業者へのアプローチ方法を検討する（上半期） ・多量排出事業者への立入検査数を例年の1.5社程度から、2倍の30社、最大全社を目標に実施する。数を増やすため1社あたりの時間は減らす、3社から5社程度は重点的に確認する（下半期）	・市処理施設に搬入する廃棄物を適正化するよう、全許可業者に対し通知を発送する準備し、下半期に通知予定。 ・多量排出事業者への立入検査数を3社実施し、分別指導を行った。	・通知後の展開検査等を踏まえ、今後のアプローチ方法を検討する。 ・引き続き、多量排出事業者への立入調査を実施し、分別指導を行う。	
			事業活動に伴って排出された廃プラスチックの産業廃棄物としての適正処理を推進	排出事業者に対し、市ホームページ等を通じて廃プラスチックの適正処理を推進する。	ごみ展開検査を実施し、排出者等に対してプラスチック類の適正処理を指導する。	ごみ展開検査を実施し、排出者に対しプラスチック類の適正処理を指導した。展開検査実施数(9/30時点)18件、うち指導件数17件	環境事業センターを運営するSPCとの取り決め（展開検査20回/年以上の実施）のとおりに適正に実施されている。指導があった事業者へは追跡調査を実施しているが、改善までにはなっていない。	
	(3)適正処理・リサイクルの促進	①事業系ごみの処理全般に関する周知啓発の推進	事業系ごみの処理に係る周知啓発の推進	事業者用パンフレットを用いて排出事業者に周知する。	・一般廃棄物収集運搬業許可更新の受付時に、排出者の分別状況の確認方法や展開検査後の対応状況について確認を行う（随時） ・令和6年10月から可燃ごみ別収集の対象となる地区の各事業者にパンフレットを提供し、事業系ごみの適正排出について、周知を行う。	・随時実施した。更新手続きは現場に携わらない担当者もあり、現場状況の話ができないことがあった。 ・事業者に対して、指導の一環として事業系ごみの区分や処理方法を示した事業者用パンフレットを配布し、適正処理を促した。	・更新手続き時よりも展開検査の結果をもって、直接収集運搬業者に書面等で通知するといった変更する。 ・引き続き事業系ごみに対しては、適正排出を促していく	
			②事業系ごみの減量化・資源化の意識付けを促進	ごみの減量化・資源化協力店登録制度の周知・促進	・事業系ごみの減量化・資源化を意識付けるために、減量化・資源化協力店に登録してもらう。 ・環境表彰制度を利用し意識の醸成を図る。	・資源化協力店の在り方（存続を含む）について検討する。 ・資源化業者の情報の収集、事業者用パンフレットの改訂（随時）	協力店登録件数：108件	下半期に資源化協力店の今後の在り方を検討するためのアンケートを実施し、存続を含めた方向性を決定する。 ・下半期に事業者用パンフレットの改訂を実施する。
		③事業系ごみの展開検査を実施	環境事業センターにおける搬入物検査で事業系ごみの分別指導を徹底	環境事業センターにおける展開検査で事業系ごみの分別指導を徹底。資源化可能なオフィスペーパーの資源化を促進する。	ごみ展開検査を実施し、排出者等に分別と再資源化の適正処理を指導する。	ごみ展開検査を実施し、排出者等に分別と再資源化の適正処理を指導する。	<b>ごみ展開検査を実施し、排出者等に分別と再資源化の適正処理を指導した。展開検査実施数(9/30時点)18件、うち指導件数17件</b>	環境事業センターを運営するSPCとの取り決め（展開検査20回/年以上の実施）のとおりに適正に実施されている。指導があった事業者へは追跡調査を実施しているが、改善までにはなっていない。
			④一般廃棄物処理業者への指導・要請	一般廃棄物処理業者への調査・指導等	・廃棄物処理法に基づく、排出事業者及び許可業者に対する指導・要請を行う。 ・適正処理、指導内容が活かされているか確認するため、収集運搬実績調査を行う。	・一般廃棄物収集運搬実績調査実施（上半期） ・許可業者から排出事業者へ渡すチラシを作成する等、排出事業者へのアプローチ方法を検討する（上半期）	・一般廃棄物収集運搬実績調査実施 ・市処理施設に搬入する廃棄物を適正化するよう、全許可業者に対し通知を発送する準備を行った。下半期に通知予定。	通知後の展開検査等を踏まえ、今後のアプローチ方法を検討する。
		⑤食品廃棄物を排出する関連事業者への誘導	食品廃棄物の資源化への誘導	食品廃棄物を堆肥化・飼料化・メタンガス化等の資源化処理へ誘導するために、各種資源化業者の情報を周知する。	多量排出事業者のうち、食品廃棄物を多量に出す事業者に食品リサイクルへの転換を推奨していく（下半期）	上半期実績なし	下半期に、自家処理機を販売、リースしている事業者に製品内容や利用料の確認を行い、多量排出事業者に選択肢の一つとして提示できるようにする予定。	
			⑥剪定枝（木製品を含む）を排出する事業者への誘導	木くずの資源化への誘導	木くずを堆肥化・ウッドチップ等の資源化処理へ誘導するために、各種資源化業者の情報を周知する。	・登録再生事業者の情報収集・提供（随時） ・公共施設から発生した剪定枝について、ウッドチップセンターへの搬入方法等の情報提供及び搬入調整を行う。	・登録再生事業者の情報収集を受け、内容確認をした。 ・多量排出事業者への立入検査数を3社実施、分別指導を行った。食品関連事業者には食品リサイクルについて説明し、推進を図った。	下半期も引き続き多量排出事業者への立入調査を実施し、分別指導を行う。
		⑦多量排出事業者への指導・支援	減量化計画書提出要請及び多量排出事業者への立入調査	年間36t以上を排出している事業者（多量排出事業者）に対し、減量化計画書の作成・提出を要請する。 ・減量化計画書に基づき、計画の履行確認のため立入調査を行う。	・減量化計画書提出の要請をする（6月頃） ・立入調査を実施する（7月頃から12月頃まで） ・不適正な排出事業者には、指導するとともに環境事業センターでの展開検査を実施するよう依頼する。	・減量化計画書の提出を受け、内容確認をした。 ・多量排出事業者への立入検査数を3社実施、分別指導を行った。食品関連事業者には食品リサイクルについて説明し、推進を図った。	下半期も引き続き多量排出事業者への立入調査を実施し、分別指導を行う。	
				⑧中小規模の事業者への指導・支援	中小規模事業者の廃棄物処理に係る支援	年間36t未満の少量排出事業者に対し、減量化・資源化の取組を促進するため、パンフレットの作成や効率的な資源化の仕組みづくりを行う。	・事業者用パンフレットの配架及びホームページ等で掲載（継続） ・展開検査を受けた事業者へのパンフレット配布や各施設の窓口にパンフレットを配架する。	・事業者用パンフレットを微修正し、ホームページに掲載した。 ・排出事業者が分別を徹底するよう、平塚市の収集運搬業許可業者全社に対して周知依頼文書を送付する準備をした。 ・中小規模事業者への減量化・資源化促進パンフレットを各施設に設置し、ごみの展開検査や搬入してきた事業者に対して配布を行った。
		⑨宿泊施設等への指導・支援	事業系ごみの排出指導	事業系ごみの排出指導	ごみ集積所等に投棄される事業系ごみについて、行為者を特定次第、事業者の処理責任及び適正な処理方法を指導する。	事業系ごみに係る排出指導を行う。また、行為者の特定につなげるための手法等について、検討を行う。	事業系ごみに係る排出指導を48件行った。（訪問、電話連絡、文書投函等による）	集積所等に投棄される事業系ごみについて、家庭系ごみか事業系ごみか判別困難な事例が多く、事業系ごみだと推定される場合であっても行為者の特定に至らないという課題がある。
				⑩宿泊施設等への指導・支援	宿泊施設等への指導・支援	民泊も含めた宿泊施設に対して事業系ごみの分別を促すため事業者用パンフレットを配布する。	予定なし	上半期実績なし
	⑩ごみ処理手数料の適正化	事業系ごみ処理手数料の適正化	事業系ごみ処理手数料の適正化	ごみ処理手数料について、処理原価や近隣市の状況を踏まえ3年毎に見直しを行う	令和7年4月に家庭系・事業系ごみの処理手数料を改定するために、令和6年12月議会にて手数料改定条例を上げる。	令和7年4月に家庭系・事業系ごみの処理手数料を改定するために、廃棄物対策審議会へ諮問し、答申をいただいた。	・廃対審での答申をもとに条例改正案を平塚市議会に上程する。 ・多くの区分が処理原価に近い改定ができた。激変緩和措置により処理原価に届かない区分がある。	
			⑪新たな資源化の研究	資源化に係る調査研究	事業系ごみの組成、排出状況を把握し、使用済み紙おむつ等の現状では資源化できていない廃棄物について、新たな資源化手法を調査研究し、資源化につなげる。	予定なし	紙おむつの資源化をビジネスにする東京紙パルプ株式会社と意見交換をした。	1市2町では費用の観点からおむつの資源化は現状でできない。全都清を通してより広域で処理できる仕組みを整えるよう国に要望した。

基本方針2 地域に密着した啓発・協働の推進								
分野	施策の柱	アクションを推進する市の取組	市の取組に対する事業名称	事業概要	令和6年度計画	令和6年度上半期実績	課題・備考	
1 市民・事業者・行政による協働の実践	(1)ごみの減量化・資源化団体等との協働	①関係団体と連携の推進	ごみ減量化推進委員会との協働	ごみ減量化推進委員会と協働し、啓発活動を実施する。	イベントでのパネル展示、水切りネット配付等のごみ減量化推進委員会の活動を後方支援する(通年)	イベントでのパネル展示、水切りネット配付等のごみ減量化推進委員会の活動を後方支援した(通年)	団体と連携し、順調に事業を実施した。	
			フードドライブ及び生ごみ自家処理相談会の市民団体等との連携による開催	・フードバンク湘南と協働し市役所内でフードドライブを実施する。 ・ごみを活かす会と協働し市役所内で生ごみ自家処理相談会を実施する。	・フードバンク湘南と協働し、市役所でフードドライブを実施する(月1回程度) ・フードドライブイベントを実施するよう各所に依頼する(随時) ・ごみを活かす会と協働し、生ごみ自家処理相談会を実施する(月1回程度)	・市役所でフードドライブを8日間開催し、1,073点の寄付があった。(ひらつか環境フェア2日間含む) ・市役所で生ごみ自家処理相談会を6回開催し、計66名参加した。	団体と連携し、順調に事業を実施した。	
			医療機関等との感染性廃棄物に関する連携	感染性廃棄物の適正処理について、医療機関等へ依頼する。	医療機関等との情報共有	上半期実績なし	在宅医療廃棄物の適正処理に向けた情報共有のため、年末に薬剤師会と面談予定。	
	(2)美化推進団体等との協働	①市域全体に対する周知・啓発	さわやかで清潔なまちづくりに係る周知・啓発	・美化推進委員会の活動支援 ・各地区にクリーンひらつか推進員を置き、美化活動の推進とさわやかで清潔なまちづくり条例の周知啓発を行う。 ・まちぐるみ大清掃等を通じ美化活動の情報発信を行うとともに、若年層への美化活動への参加を促す。	・美化推進委員会の活動について、補助金を交付する(5月) ・各地区にクリーンひらつか推進員を置き、美化活動の推進とさわやかで清潔なまちづくり条例の周知啓発を行う(通年) ・まちぐるみ大清掃(5月、11月)等を通じ美化活動の情報発信を行うとともに、若年層への美化活動への参加を促す。	・美化推進委員会の活動について、27団体に補助金を交付した(5月) ・各地区にクリーンひらつか推進員を置き、美化活動の推進とさわやかで清潔なまちづくり条例の周知啓発を行った。 ・まちぐるみ大清掃を通じ美化活動の情報発信を行った。また、まちぐるみ大清掃を市HPで周知し若年層への美化活動への参加を促した。 ・まちぐるみ大清掃(5月)の回収量27,160kg	若年層の清掃活動をより促すため、次年度はまちぐるみ大清掃実施についてごみ分別促進アプリ(さんあ〜る)でも周知する予定。	
			指導員章の配付	分別案内に活用してもらうため、希望のある自治会等に分別指導員章を配付する。	分別指導員腕章を配付する。	分別指導員腕章を5部配付した。	特記事項なし	
			自主的に清掃を行う団体等への支援	・清掃ボランティア等に対し、ごみ袋の無償提供や掃除用具の貸出しを行う。 ・依頼のあった清掃ごみの収集を行う。	市民と協働のボランティア清掃、まちぐるみ大清掃等に伴う清掃ごみの収集を行う。	市民と協働のボランティア清掃に伴う清掃ごみを51件収集した。	ボランティア清掃に伴う突発的な収集依頼が多く、車両・人員配置が困難となる。	
		②路上喫煙禁止区域内での周知・啓発	路上喫煙禁止区域内の啓発・指導及び効果の検証	クリーンひらつか指導員2名が路上喫煙禁止区域を巡回し、指導・啓発を行う。	・引き続きクリーンひらつか指導員が路上喫煙禁止区域を巡回し、指導・啓発を行う(通年) ・平塚駅南口付近の路上喫煙禁止区域路面シートの張替えを行い、路上喫煙禁止区域の周知を図る(下半年)	上半期指導件数:429件 前年度比約15%減	クリーンひらつか指導員が路上喫煙禁止区域を巡回し、指導・啓発を行った効果がたものとする。	
		③表彰制度の活用	平塚市環境表彰制度の実施	長年地域の環境美化活動に取り組んでいる市民団体等に対し表彰する。	表彰に値する功績があった者には積極的に推薦していく(随時)	該当表彰なし	特記事項なし	
	2 情報共有・啓発の推進	(1)環境配慮を促す情報発信(市民向け)	①情報発信の内容	ごみ出しに係る情報発信	ごみの分け方や処理方法といった日常のごみ出しに関する内容を発信する。	・一般廃棄物処理基本計画や社会情勢を踏まえ、市民に必要な情報を精査し掲載内容を決定した「ごみ通信」を自治会回覧をして情報発信を行う。また、自治会未加入者のために市ウェブサイトやごみ分別促進アプリ(さんあ〜る)を活用しごみ通信の周知を行う(通年) ・ごみの分け方・出し方、ごみ収集運搬等に関する情報を充実させ、市民に対して利便性の高い内容にできるよう発信する。	・ごみ通信を発行し、自治会回覧にて情報発信を行った。(4月、8月)また、自治会未加入者のために市ウェブサイトにも掲載した。その他、平塚駅北口の地下道広告板にも掲示した。 ・ごみの分け方・出し方、ごみ収集運搬等に関する情報の充実。市民に対して利便性の高い内容を発信した。	自治会未加入者にも情報が行き渡るよう、ごみ分別促進アプリ(さんあ〜る)での情報掲載を積極的に行うように努める。
				資源再生物等のリサイクル先に関する情報発信	資源再生物、中間処理後物のリサイクル先に関する情報の発信する。	リサイクルプラザの施設見学受入れ	リサイクルプラザの施設見学会時に説明した。(令和6年度上半期の受入れ件数:21件)	見学会を通じて啓発活動ができた。引き続き継続して行う。
②情報発信の媒体			様々な媒体を使った情報発信	紙媒体のほかに、市ウェブサイト、ごみ分別促進アプリやYoutubeなどを用いて情報を発信する。	・市ウェブサイト、ごみ分別促進アプリ(さんあ〜る)を更新し、適切な情報の発信に努める。	広報ひらつか、ごみ通信、市ウェブサイト及びごみ分別促進アプリ(さんあ〜る)により情報発信を行った(通年)	特記事項なし	
			リサイクルプラザ啓発棟に環境学習に関する書籍等の配架・閲覧	リサイクルプラザに常設の図書コーナーを設け、子どもから大人までが環境について学べるよう、書籍・刊行物等を配架する。	図書コーナーへの書籍・刊行物等の配架	上半期実績なし	配架している雑誌や図書の定期的な入れ替えや刷新が必要	
③対象者への情報発信の推進			福祉関係団体等との連携	高齢者・高齢世帯のごみ出し支援等について、福祉関係団体や不動産業者等と連携し、制度の拡充と対象者への周知を行う。	他市の事例を研究(通年)	参考になる事例は見当たらなかった。	・引き続き他市の好事例について情報収集、研究する。 ・直営職員の減少によりいざれマンパワーが足りなくなることは明らか。地域での解決を支援する制度を引き続き研究していく。	
		様々な対象者への啓発推進	外国籍の住民、転入者に対しごみの適正分別を促す。	外国語版のごみ収集日カレンダーの作成、ごみ分別台帳の新たな国語作成、作成済のごみ分別表1か国語を更新し、転入者には、ごみ収集日カレンダー及びごみ分別表を配布する。	外国語版のごみ収集日カレンダー、ごみ分別台帳による周知をした。また、転入者には、ごみ収集日カレンダー及びごみ分別表を配布した。なお、外国語版のごみ収集日カレンダーの作成、ごみ分別台帳の新たな外国語作成については、必要性等を含めて再検討を要する。	本市に居住する外国籍住民の主要な言語のごみ収集日カレンダー及び分別台帳は作成出来ていると考えており、新たな外国語作成については、必要性等を含めて再検討を要する。		
(2)環境配慮を促す情報発信(事業者向け)		①環境負荷の低減に資する情報の発信	事業者系ごみに関連するの情報発信	事業者系ごみ対策等環境負荷の低減に資する情報を発信する。	事業者系ごみ対策等環境負荷の低減に資する情報を発信する。	事業者系ごみ対策等環境負荷の低減に資する情報を発信する。	事業者系ごみ対策等環境負荷の低減に資する情報を発信する。	下半期に、現在の事業者系パンフレットをよりわかりやすくしたものに改訂する予定。
			②認定・表彰制度の活用	ごみ減量化・資源化協力店制度の充実・周知及び環境表彰制度の活用	優良事例の水平展開と環境配慮への取組を促進するため、ごみ減量化・資源化協力店制度の充実及び環境表彰を活用する。	資源化協力店の在り方(存続を含む)について検討する。	協力店登録件数:108件 表彰無し	下半期に資源化協力店の今後の在り方を検討するためのアンケートを実施し、存続を含めた方向性を決定する。 優良事例はホームページでの照会や、多量排出事業者への資料送付を検討する。
(3)環境教育・環境学習の充実		①様々な機会の場を通じた情報提供	様々な機会の場を通じた情報提供	地区美化推進委員会、ごみ減量化推進委員会や情報宅配便等、様々な関係団体のイベントを通じて環境問題について情報発信を行う。	・さわやかで清潔なまちづくりキャンペーンや、まちぐるみ大清掃の実施から、環境問題について情報発信を行う(美化推進委員会) ・緑化まつり(4月)、ひらつか環境フェア(7月)、くるりんまつり(2月)等のイベント参加を通して環境問題について情報発信を行う(ごみ減量化推進委員会) ・情報宅配便の実施(随時) ・ひらつか環境フェアにてフードドライブを実施。環境問題について情報発信を行う(7月)	ひらつか環境フェアにてフードドライブを実施するとともに、パネル展でごみ処理やリサイクルについての情報発信を行った。	特記事項なし	
			世代に応じた環境学習の実施	乳幼児向けの「ごみ収集車見学会」、小学生向けの「ごみ学級」、市民向けの「情報宅配便」を通じて、各世代に応じた適正な情報提供等を図る。	幼児向けの「ごみ収集車見学会」、小学生向けの「ごみ学級」、市民向けの「情報宅配便」を通じて、各世代に応じた適正な情報提供、啓発推進を図る。	・ごみ収集車見学会:未実施(下半期実施予定) ・ごみ学級:27校(1,914人) ※今年度から子ども向け啓発事業(ごみ学級)で食品ロスについて取り上げ、周知した。 ・情報宅配便等:0件	特記事項なし	
	廃棄物処理施設における啓発機能の充実		施設見学会等の機会・内容の充実を図り、施設における啓発機能を高める。	施設見学会時に新たな啓発チラシを配布	・施設見学会時に、内容に関する要望等がある場合は、可能な限り対応した。 ・市内小学校28回、自治会6回の見学会を実施した。	・できるかぎり見学会の要望を交えた施設見学会等を行い廃棄物問題の啓発を行いたい。 ・見学会を通じて啓発活動ができた。引き続き継続して行う。		
3 不適正・不法排出防止等の啓発	(1)不適正排出対策の啓発	①家庭系ごみの排出対策	適正排出の周知啓発	ごみ通信等の媒体を通じて、家庭における適正分別及び排出を周知する。	広報ひらつか、ごみ通信、市ウェブサイト及びごみ分別促進アプリ(さんあ〜る)により周知啓発を行う(通年)	ごみ通信(8月)にリチウムイオンの適正な排出方法を周知した。	特記事項なし	
			②事業者系ごみの排出対策	事業者系ごみの排出対策	事業者系ごみ対策等環境負荷の低減に資する情報を発信する。	一般廃棄物収集運搬業許可更新時の申請受付等の機会を利用し、パンフレットをあらかじめ周知する。同様の機会に産廃の混入等についても指導等を行い、排出事業者への周知の機会の創出を図る(随時)	随時実施した。	更新手続き時より展開検査の結果をもって、直接収集運搬業者に連絡する等対応を変更する。
				展開検査による排出ルールの徹底	展開検査による排出ルールの徹底を図る。	・ごみ展開検査を行い、不適正排出について啓発・指導を行う。 ・環境部内で情報を共有する。	・ごみの展開検査を行い、不適正排出について啓発・指導をした。 展開検査実施数(9/30時点)18件、うち指導件数17件 ・環境部内で情報共有した。	・環境事業センターを運営するSPCとの取り決め(展開検査20回/年以上の実施)のとおりに適正に実施されている。指導があった事業者へは追跡調査を実施しているが、改善までにはなっていない。 ・展開検査結果を部内に回覧することで周知できている。
	(2)不法投棄対策の啓発	①キャンペーン等による啓発の推進	駅前キャンペーン等の実施	美化推進委員会を中心とする平塚駅前の清掃キャンペーンを行い、ポイ捨ての禁止等呼びかける。	・さわやかで清潔なまちづくりキャンペーンを12月に開催。 ・ポイ捨て禁止等の看板提供(通年)	希望する自治会等にポイ捨て禁止の看板提供をした。	特記事項なし	
			不法投棄等の防止に係る掲示物の配付	自治会等希望者に不法投棄等の防止に係る掲示物を配付し、不法投棄の防止を推進する。	希望のある自治会等に不法投棄等の防止に係る掲示物を配布し、不法投棄の防止に努める。 ・さらなる啓発を図るため、今年度上半期頃までに掲示物を追加購入し、広く配布する。	・広報ひらつかでごみ分別促進アプリ(さんあ〜る)の通報機能を紹介し不法投棄を抑制した(4月) ・不法投棄等の防止に係る掲示物を11団体に、29枚配布した。	特記事項なし	

		②家電等のリサイクルを推進	ごみ分別表等広報媒体を活用した周知	ごみ分別表、市ウェブサイト等において、家電リサイクル品の適正処理に係る案内を記載することにより、市民周知を図る。	・家電品の購入が増える賞与時期に、ごみ通信12月号で各種リサイクル法に基づく適正処理について、周知を図る。 ・ウェブページを適切に管理、運用する。必要に応じて、より分かりやすい表現等とするなど、効果的な周知を図る。 ・家電リサイクル品が含まれた粗大ごみの持込者に対し、適切な処理方法の周知を行う。	・20,000部作成のごみ分別表に家電リサイクル品の案内を記載し、市ウェブサイトも適切に管理、運用した。 ・家電リサイクル品が含まれた粗大ごみの持込者に対し、適切な処理方法の周知を行った。	・家電リサイクル制度を知らない市民（持ち込み者）もいることから、今後も家電リサイクル品の適正な処分方法についてチラシを配架し周知を行いたい
		③関係機関との連携を推進	平塚警察及び神奈川県と連携した迅速な不法投棄対応	悪質な不法投棄に係る意見交換、対応研究等を行い、平塚警察及び神奈川県と連携した迅速な対応を図る。	平塚警察署をはじめとした関係機関と協力し、排出者の特定に繋げる。また、不法投棄に係る近隣市町との意見交換会等、連携した不法投棄対策に係る機運醸成を図る。具体的には、県が主導する合同パトロール(5月、7月、11月、3月)で発見した不法投棄の行為者が特定されるまで、連携の確認を行う。	平塚警察署をはじめとした関係機関と協力し、3件の排出者の特定に繋げた。また、不法投棄に係る近隣市町との意見交換会等、連携した不法投棄対策に係る機運醸成が図られている。	行政の取組みだけでなく、各地域主体の不法投棄防止夜間パトロール等の実施が望ましいが、担い手等が不足していることが課題である。
(3)ごみ・資源再生物の持ち去り対策の啓発	①ごみの適正排出を促進するための関係団体等との連携を推進	さわやかで清潔なまちづくり条例に基づく指導等の実施	集積所から持ち去る行為に対し、持ち去り者を特定し、条例に基づく指導を行う。持ち去り者に対する指導等のために、所管警察署と連携する。	持ち去りの通報が多い箇所は、職員によるパトロールを行う(随時)	持ち去りの通報があった地区に職員によるパトロールを実施した。不燃ごみを持ち去りを行った人に対して指導を実施した。	計画通りパトロールを実施したものの、持ち去り禁止は、各所で周知しているがなくなる。違反者は違反だと認識しながら行っているのが、啓発活動は抑止になりにくい。現場で指導などを行うがその場限りになってしまうという課題がある。	
		委託事業者との連携	委託事業者と打合せを行い、持ち去り行為の目撃情報や目撃情報の多い場所のパトロール状況の共有を図る。	委託事業者と定期的に情報交換を行う。また、目撃情報の多い場所のパトロールを依頼し、その後も行為数の増減等を含めて情報共有を図る。	委託事業者と定期的に情報交換を行った。また、目撃情報の多い場所のパトロールを依頼した。	特記事項なし	

基本方針3 経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた廃棄物行政の運営								
分野	施策の柱	アクションを推進する市の取組	市の取組に対する事業名称	事業概要	令和6年度計画	令和6年度上半期実績	課題・備考	
1 安全で安定した処理体制の確立	(1)収集・分別計画の推進	①収集計画	一般廃棄物収集運搬業許可範囲の上乗せ	家庭で発生する遺品整理を含めた一時多量ごみに対し、一般廃棄物収集運搬業者による収集を許可する。	許可の上乗せ相談があった際に対応する（通年）	相談なし	特記事項なし	
			安全性・安定性を確保した効率的・効果的な収集運搬体制の推進	・本市直営による収集に加え、収集業務の一部に民間活力を導入する。 ・家庭系可燃ごみについては、戸別収集を導入し段階的に対象地区を拡大するとともに、高齢者・障がい者の戸別収集を実施する。また、家庭系ごみのうち一部の適正処理困難物や一時多量ごみのうち一部及び事業系ごみの収集運搬は本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している民間業者が行う。	家庭系可燃ごみについては、戸別収集を導入し、令和6年10月に対象地区を拡大するとともに、高齢者・障がい者の戸別収集を実施する。また、家庭系ごみのうち一部の適正処理困難物や一時多量ごみ及び事業系ごみの収集運搬は本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している民間業者が行うよう周知する。	4月から民間委託の範囲を拡大し、直営、委託事業者及び民間業者の役割分担のもと、円滑かつ効率的に収集運搬を行った。	特記事項なし	
			資源回収センターにおける資源再生物の受入	引越し等の都合から集積所に出せない場合等、資源回収センターにおける資源再生物の受入を促進する。	持ち込みを希望する市民に対する資源回収センターの案内する。	資源回収を希望する市民に対し、資源回収センターへの持ち込み方法の周知と資源再生物の回収を行う委託事業者への問い合わせに対応した。	引越し等の都合から集積所に出せない場合の資源再生物の受け入れ先としての資源回収センターの周知が課題。	
		②分別計画	新たな分別手法の調査研究	従来、可燃ごみとして収集・処理をしている草屑や使用済紙おむつや主に不燃ごみとして収集・処理しているプラスチック製品等について、新たな分別・リサイクル手法の調査研究を行う。	・プラスチック資源循環法に対応した分別方法について、引き続き県内各市町村との情報共有や、再資源化業者との意見交換を行っていく（随時） ・陶磁器類、ガラス類に加えて製品プラスチックの資源化を検討するなど、新たな分別区分の調査研究を行う。	・神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合担当で近隣市と意見交換を行った。 ・「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化促進に向けたセミナー」受講し、先進市町から情報収集をした。 ・ <b>破砕処理場及びリサイクルプラザの運営事業者との意見交換や、処理業者との現場確認を行うなど、製品プラスチックの資源化に向けた調査研究を行った。</b>	・プラスチック資源循環法への対応については、各施設の課題が見えてきた。いずれの施設においても敷地に余裕がないことから、資源化に向けた設備の導入や実施時期について引き続き検討が必要である	
				廃棄物処理施設の計画的な整備の検討	・精密機能検査の結果や委託業者の調査に基づく中間処理施設の計画的な整備、広域化計画における適切な施設配置について検討。 ・廃棄物処理施設長寿命化計画を策定する。 ・廃棄物処理施設の大規模改修及び延命化について検討する。	・破砕処理場及びリサイクルプラザの今後の整備方針に向けた調査・研究を行う。 ・製品プラスチックの資源化を含めた今後の施設整備の方向性について、1市2町や本市の会議の中で検討する。	・1市2町の会議において製品プラスチックの資源化に向けた各市町の施設状況を確認した。 ・粗大ごみ破砕処理場における製品プラスチックの資源化を探るため、運営会社や廃棄物処理業者との現場確認や意見交換を行った。	運営会社との意見交換により、課題が見えてきた。新たな資源化を行うには、現施設の敷地の狭さや、必要な設備の調査研究が必要となる。運営面や設備にかかるコストの増加が課題。
				中間処理施設の実施と結果の公表	中間処理施設の実施と結果を公表する。	各種測定結果をウェブサイトで公表する。	各種測定結果をウェブサイトで公表した。	各月でウェブサイトを更新して最新情報を提供できている。
	(2)中間処理・最終処分計画の推進	①中間処理計画	廃棄物処理施設の計画的な整備の検討	ごみ発電の効率化によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減	環境事業センターにおけるごみ発電の効率化によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減を図る。	ごみの性状に応じた効率的な発電を行う。	ごみの性状に応じた効率的な発電をした。発電実績(9/30現在)17,501MWh	ごみの性状に応じた効率的な発電が実施できている。ごみの減量化による燃料の減少が今後の課題。
				粗大ごみ破砕処理場における資源物の回収	ごみの資源化率を向上させるため、粗大ごみ破砕処理場での処理の際に資源物を選別回収する。	ごみの資源化率を向上させるため、粗大ごみ破砕処理場での処理の際に資源物を選別回収する。	粗大ごみ破砕処理場において、鉄・アルミなど約274トンの金属を選別回収し資源化した。	アルミ缶内の異物除去作業に時間を要する。
				②最終処分計画	焼却灰の再資源化の調査研究	焼却灰の新たな再資源化手法を調査研究する。	予定なし	上半期実績なし
			最終処分場の計画的な整備の検討	ごみ処理広域化実施計画において、最終処分場の計画的な整備を検討する。	・環境事業センターにおいて焼却残渣の全量資源化を実施する。 ・破砕処理場からの不燃残渣資源化について継続して調査・研究をする。	・環境事業センター焼却残渣を全量資源化した。廃掃法に基づき、処理施設の現地確認を実施した。 ・不燃残渣に含まれるプラスチックの資源化を検討する事業者とともに、破砕処理場の粗大ごみ及び不燃ごみの性状を確認した。	・契約書に基づき環境事業センターから出る焼却残渣は全量資源化出来ている。 ・不燃残渣の資源化として種別プラスチックの資源化を検討することができた。新たな資源化には2軸破砕機の導入や破砕処理場に隣接する借用地を含めた敷地の確保に加え、運営委託費の増加など費用面の課題がある。	
				埋立物の飛散防止対策や浸出水の高度処理など環境保全対策を推進	埋立物の飛散防止対策や浸出水の高度処理など環境保全対策を推進する。	・適切な施設管理・浸出水処理を行う。 ・環境調査を実施し、結果をウェブサイトに公表する。	・適切な施設管理、浸出水処理ができた。 ・環境調査を実施し、結果をウェブサイトで公表した。	・台風10号による被災があったが、適切な仮復旧を実施し、施設管理、浸出水処理ができていた。仮復旧部分の今後の対応が課題。 ・各月でウェブサイトを更新して最新情報を提供できている。
				(3)エネルギーや資源を有効活用した温暖化対策	①収集車両における温暖化対策	廃棄物処理施設の発電電力を活用したEVパッカー車導入の研究	本市の廃棄物処理施設（環境事業センター）でごみ処理時に発電される電力を活用したEVパッカー車の導入を研究する。	EVパッカー車導入済の厚木市への視察(2月を予定)等により、脱炭素の取組みを加速させる具体的な検討を行い、課題等についても考慮しつつ推進する。
	②処理施設における温暖化対策	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の研究	本市の廃棄物処理施設（環境事業センター）でごみ処理時に発電される電力を活用したEVパッカー車の導入を研究する。	調査研究を継続する（随時）	上半期実績なし	環境事業センターの熱エネルギーは、別の用途に利用されており、エネルギーの配分、急速充電器をセンター内に設置するための配線等に課題がある。引き続き調査研究を継続する。		
			適切な廃棄物処理施設の運転計画の立案と実施	廃棄物処理施設として適切な運転計画を立案し、実施する。	環境事業センターを適切に管理運営して、効率的な発電を行う。	環境事業センターを適切に管理運営し、効率的な発電を行った。発電実績(9/30現在)17,501MWh	適切な管理運営で効率的な発電、余熱利用施設への廃熱供給が実施できている。ごみの減量化による燃料の減少が今後の課題。	
			ごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用	環境事業センターのごみ焼却により発生する熱エネルギーを有効活用する。	ごみ焼却により発生した廃熱を余熱利用施設において有効利用することで、省エネルギーを図る。	ごみ焼却により発生した廃熱を余熱利用施設において有効利用した。給湯量実績(9/30現在)1,248m <sup>3</sup>		
(4)災害廃棄物等の処理に向けた備え	①大規模災害等への備え	平塚市災害等廃棄物処理計画・マニュアルの見直し	大規模災害発生時等での切れ目のない対応が行えるよう処理経過の適宜見直し、対応訓練の実施等により庁内体制の強化を図る。	庁内関係課との意見交換を実施し、担当課を中心に街区公園等をあらかじめ仮置場等に指定できるよう意見交換を行う。	庁内関係課と公園等の仮置き場指定について意見交換を行った。令和6年8月の台風10号の対応において、災害廃棄物の収集運搬の実務を経験した。	関係課において、役割分担と連携関係の強化を図り、計画の見直しや訓練等を実施する必要があると考える。また、直営だけに限らず、民間事業者との連携も検討していく必要がある。		
		近隣自治体との協定に基づいた広域処理体制の整備・連携強化	近隣自治体との協定に基づいた広域処理体制の整備・連携強化	・神奈川県各市町村等一般廃棄物主管課長会議の専門部会（テーマ：災害廃棄物対応）に出席し、災害廃棄物等処理計画及び災害廃棄物処理詳細マニュアルを検証する（通年） ・神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合の災害時に備えた湘南ブロックの担当者会議に参加し、近隣自治体と情報共有を図る（通年）	・神奈川県各市町村等一般廃棄物主管課長会議の専門部会（テーマ：災害廃棄物対応）に出席し、災害廃棄物等処理計画及び災害廃棄物処理詳細マニュアルを確認した。 ・神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合の災害時に備えた湘南ブロックの担当者会議に参加し、近隣自治体と情報共有を図った（7月） ・8月27日の台風により発生した災害廃棄物の処理について市民周知した。公費解体が1件発生。下半期に県、環境省と協議し補助金申請を行う。	特記事項なし		
		①許可計画	一般廃棄物処理業の許可制度の運用	収集運搬業及び処分業の新規許可は行わないが、一時多量ごみの許可、家庭系ごみの収集運搬や循環型社会形成の観点から焼却以外の新たな処分方法等必要に応じて検討する。	新たな処分方法や事業者への許可について随時検討する（随時）	随時実施した。	特記事項なし	
2 新たな技術革新等の調査・研究	(1)5Rや適正処理の調査・研究	①調査・研究	家庭系可燃ごみ組成分析調査	施策効果の把握・検証等のためごみの組成を調査する。	家庭系可燃ごみ組成調査を実施する（2月）	上半期実績なし	下半期実施予定	
			温室効果ガス効果測定	各施策が温室効果ガスに効果的であったか検証を行う。	各施策が温室効果ガス抑制に効果的であったか検証を行う（下半期）	上半期実績なし	下半期実施予定	
			環境負荷の少ない収集運搬体制技術の調査・研究	本市の廃棄物処理施設（環境事業センター）でごみ処理時に発電される電力を活用したEVパッカー車の導入を研究する。	EVパッカー車導入済の厚木市への視察(2月を予定)等により、脱炭素の取組みを加速させる具体的な検討を行い、課題等についても考慮しつつ推進する。	EVパッカー車の導入はしていないが、架装メーカー及びシャシメーカー等と意見交換を重ね、調査研究を行った。また、9月にEVパッカー車の試乗で実際の収集コースを走行し課題の洗い出しを行った。	充電設備の設置場所、車両価格、走行可能距離等に課題がある。	
			新たなリサイクル技術の調査・研究	従来焼却を行っているものの中で、新たな分別・リサイクル手法の調査研究を行う。	・昨年度説明を受けた陶磁器類やガラス類の資源化のほか、製品プラスチックの資源化に向けた調査研究を行う。 ・古紙回収袋をごみ減量化推進員に配布し、これによる分別の効果を検証する（4月配布・9月までに検証）	・製品プラスチックの資源化に向け、破砕処理場及びリサイクルプラザの運営事業者と意見交換を行った。また、製品プラスチックの資源化を検討する廃棄物処理業者による破砕処理場（不燃ごみ、粗大ごみ）の現場確認を行った。 ・古紙回収袋をごみ減量化推進員に配布し、アンケートを実施。186件の意見をいただいた。	敷地が狭い破砕処理場では、一時保管スペースや運搬コストなど運営面・費用面での課題がある。令和13年度に施設の稼働を停止して延命化工事が予測されるリサイクルプラザについては、早期の実施が難しい。今後の施設整備状況などを勘案しながら、引き続き調査研究を続けたい。 ・古紙回収袋についてアンケートを実施したが、不要との意見もあり、どのように活用していくか下半期で検討する	
			ごみ手数料の適切な在り方に関する調査・研究	家庭系ごみ袋有料化も含めたごみ手数料の適切な在り方に関する調査・研究を行う。	・ごみ3課会議において処理原価等を踏まえた手数料の調査・研究を行う。 ・家庭系ごみ袋の有料化の調査研究を行う（随時）	ごみ3課会議において処理原価等を踏まえた手数料の検討をし、見直しに向けて処理原価の算定を行った。改定案を廃棄物対策審議会で諮問した。	即時の有料化は予定していないが、引き続き調査研究を行う。	
			廃棄物処理施設や最終処分場における各種法令に基づいた環境調査の実施	廃棄物処理施設や最終処分場における各種法令に基づいた環境調査を実施する。	廃棄物処理施設、最終処分場において各種法令に基づいた環境調査を実施する。	環境事業センター、最終処分場において各種法令に基づいた環境調査を実施した。	各種法令に基づいた環境調査を実施し、法令内基準内で維持できている。引き続き環境調査を実施する。	
			②国等への要望行動	国等への要望行動	拡大生産者責任の考え方に基いた事業者への働きかけ、全国都市清掃会議や神奈川県都市清掃行政協議会を通じて、国等へ要請・要望を行う。	達成されない事項は引き続き要望していく（随時）	上半期実績なし	下半期に全国都市清掃会議に要望書を提出予定
容器包装リサイクル制度における市町村と事業者の役割分担の見直し働きかけ	容器包装リサイクル制度における市町村と事業者の役割分担の適正な見直し働きかけ。	引き続き、国や県に対する要望を行う。	引き続き、国や県に対する要望を行うことができた。	国等の動向に注視し、必要な要望を続ける。				